

[中災防について](#)[全国事業拠点](#)[採用情報](#)[図書・用品
販売サイト](#)[会員タウン
賛助会員のご案内](#)[ホーム](#) > [労働衛生調査分析センター](#) > [改正省令に対応した化学物質管理研修](#)

労働衛生調査分析センター

[労働衛生調査分析センター](#)[サービス案内](#)[「化学物質と健康」に関する無料
相談のご案内](#)[作業環境測定士向けの講習のご案内](#)[当センターのご案内](#)[交通のご案内](#)[お問合せ](#)

中央労働災害防止協会（中災防）
労働衛生調査分析センター
TEL 03-3452-6377(代)
FAX 03-3452-4807
E-mail: eiseise@jisha.or.jp

[＜中小規模事業場の皆様へ＞研
修・セミナー等の割引サービスご
案内](#)[～中災防の教育訓練で活用できる
～ 雇用調整助成金制度のご案内](#)[賛助会員のご案内](#)

改正省令に対応した化学物質管理研修

令和6年4月から、化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者（安衛則第12条の5）を選任し、化学関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。今回の改正で、化学製品の製造をしている事業場においては、厚生労働大臣告示により示された「化学物質管理者専門的講習」講した者から選任する必要が義務付けられます。

中央労働災害防止協会（中災防）では、「化学物質管理者の選任義務化」に伴い、新たな研修を実施します。

◆◆ [詳細はこちらからご確認ください。](#) ◆◆

化学物質管理者専門的講習（2日）

[＜東京＞詳細はこちら](#)[＜名古屋＞詳細はこちら](#)[＜大阪＞詳細はこちら](#)

『本研修はリスクアセスメント対象物を製造する事業場において、選任の要件となるリスクアセスメントの実務をマスターするための実習を含む専門的内容を研修します。』

化学物質管理者専門的講習～衛生工学衛生管理者限定～（1日）

[詳細はこちら](#)

『本研修はリスクアセスメント対象物を製造する事業場において、選任の要件となるリスクアセスメントの実務をマスターするための実習を含む専門的内容を研修します。』

化学物質管理者研修～RA対象物質の製造事業場以外の事業場対象～（1日）

[詳細はこちら](#)

『本研修はリスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など、製造する事業場以外の事業場を対象とする研修です。事業者が、的な化学物質管理を任せることができるよう、必要な知識と実務能力を習得していただくための研修です。』

[ご利用にあたって](#)[リンク](#)[個人情報保護・情報セキュリティへの取り組み](#)[Q&A](#)

令和4年11月30日（水）

（照会先）

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

課長 安井 省侍郎

環境改善室長 平川 秀樹

（内線5500）

環境改善室長補佐 小川 直紀

（内線5501）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3502)6756

報道関係者 各位

「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について

厚生労働省は、本日、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等について告示を行いました。今年5月に公布された労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく新たな化学物質管理が定められました。その一環として、作業場所が第三管理区分と区分された場合の規制が強化されました。第三管理区分とは、作業場所での有機溶剤等の作業環境測定の結果による区分で、空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でないと判断される状態です。

これにより、作業環境管理専門家の意見を聴き、環境の改善が困難であると判断されたなどの場合は、有機溶剤等の測定の結果に基づき、呼吸用保護具を適切に選択、使用すること等が事業者に対し義務付けられました。

この告示は、空気中の有機溶剤等の濃度測定、呼吸用保護具の使用や呼吸用保護具が適切に使用されているかどうかの確認方法について定めたものです。

■告示のポイント

- 1 有機溶剤等の濃度測定
個人サンプリング法（労働者の身体に試料採取機器を装着して行う測定方法）による作業環境測定等や個人ばく露測定の方法、その試料採取方法と分析方法を規定。
- 2 有効な呼吸用保護具の使用
有効な呼吸用保護具として、測定結果に応じた要求防護係数（労働者がばく露される濃度が基準値の何倍かを示す係数）を上回る指定防護係数を有するものでなければならないことを規定。
- 3 呼吸用保護具の適切な装着の確認
呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する方法として、フィットファクタ（労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数）が呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認することを規定。

 [別添1 告示の概要 \[PDF形式：1017KB\]](#) 

 [別添2 告示本文（第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等） \[PDF形式：219KB\]](#)



作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化 (省令の内容)

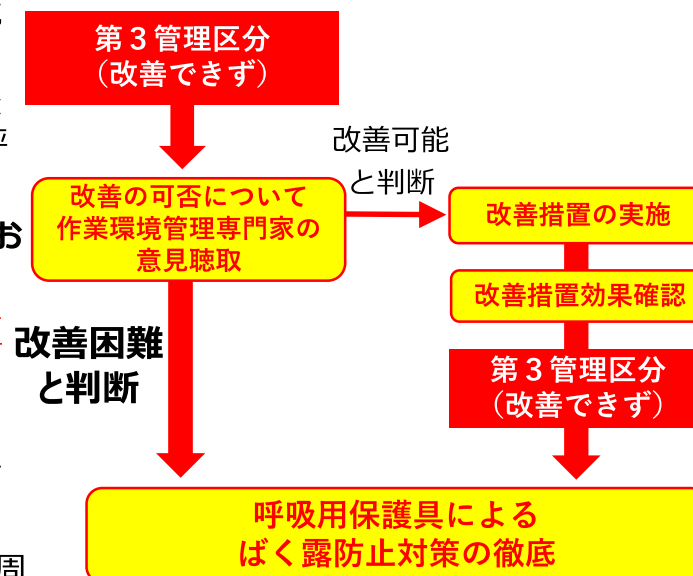
2024(R6).4.1 施行

(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。（告示事項）
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。（告示事項）
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)及び(3)の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署に届け出ること。



(3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6月以内ごと（鉛の場合は1年以内ごと）に1回、定期的に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

※ 今回の改正に伴い、石綿則、粉じん則についても同様に、作業環境測定の結果等に関する労働者への周知規定を設ける。

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化 (厚生労働大臣告示の内容)

	特化則	有機則	鉛則	粉じん則
濃度の測定	・ 作業環境測定 〔 個人サンプリング法(※1) が原則。ただし、個人サンプリング法が不可 の物質は A B 測定 (※2)を実施。 又は ・ 個人ばく露測定(※3)	・ 作業環境測定 〔 個人サンプリング法(※1) が原則。ただし、個人サンプリング法が不可 の物質は A B 測定(※2)を実施。 又は ・ 個人ばく露測定(※3)	・ 作業環境測定 (個人サンプリング法(※1)) 又は ・ 個人ばく露測定(※3)	・ 作業環境測定 (A B 測定(※2)) 又は ・ 個人ばく露測定(※3)
測定対象物質	・ 個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともにベリリウムおよびその化合物他12物質 (低管理濃度特化物) ・ AB測定は低管理濃度特化物以外の特化物	・ 個人サンプリング法は塗装作業等の発散源の場所が一定しない作業で用いる有機溶剤等 ・ AB測定は個人サンプリング法対象作業以外の作業における有機溶剤等 ・ 個人ばく露測定は全ての有機溶剤	・ 個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに鉛	・ AB測定及び個人ばく露測定ともに全ての粉じん
呼吸用保護具の選択	使用する呼吸用保護具は 要求防護係数 を上回る 指定防護係数 を有するものでなければならない。			$PF_r = C / C_o$ $C_o = 3.0 / (1.19Q + 1)$ Q : 遊離けい酸含有率
呼吸用保護具の装着確認	JIS T8150に定める方法（フィットテスト）により求めた フィットファクタ が呼吸用保護具の種類に応じた 要求フィットファクタ を上回っていることを確認する。 $FF = C_{out} / C_{in}$ FF : フィットファクタ （労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数） C_{out} : 呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度 C_{in} : 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 要求フィットファクタ ：全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100			

※1：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定（C・D測定ともいう。）。D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

※2：A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

※3：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露（労働者の呼吸域の濃度）を測定する方法

※4：作業環境測定の場合は、第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする（第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5％に相当する濃度の推定値。）。